

唐船奉行の成立

—足利義教による飯尾貞連の登用—

國原美佐子

はじめに

三代将軍足利義満が明から冊封を受けて以来、中断はあったにせよ、武家政権である室町幕府は明・李氏朝鮮（李朝）・琉球と貿易を中心とした外交関係を保持し続けた。前近代東アジア世界を形成したこれら四カ国の中には、明を頂点とした冊封関係が成立し、勘合貿易によって文化・物品及び人間の活気ある交流が行われていたことを、各国の史料から窺い知ることができる。

中世の対外交渉の分野は、かつては貿易史の視点から考察されることが多かったが、近年では倭寇や海賊衆、五山僧の東アジアでの行動や諸国の外交儀礼からの交流史の研究も進んでいる。一方、佐藤進一氏は室町幕府成立期の国内体制を解明するに当たって、対外関係のもつ意義を政治史の立場から検討した。⁽¹⁾田中健夫氏も『中世対外関係史』において、⁽²⁾

現時点でも最も切実に要求される課題は本格的な政治的視点からの考察ではないだろうか。すなわち、政権担当者

の権力機構や背後の社会関係を分析し、さらに国際社会の慣行や制度を検討し、そのうえで対外関係の意義を論じようとする立場である。

と述べ、国内政治と外交の複眼視点の重要性を説いている。

本稿では室町幕府機構が対外交渉に果たした役割を考察する一環として、渡唐船派遺に関わるなど、室町幕府の外交担当の事務官僚であった「唐船奉行」⁽⁴⁾の成立について論ずるものである。

一、唐船奉行成立以前の室町幕府の外交機関

日本では律令制の崩壊に伴う国家による公使派遣の停止以後、とりわけ鎌倉時代後期から、武家政権が公家に代わり徐々に外交の主導権を握るようになつた。⁽⁵⁾ 鎌倉幕府に続く室町幕府は応永八（一四〇一）年に冊封をうけ、武家が完全に外交権を掌握した。これ以後、天皇を頂点とする公家政権は、外交の表舞台から姿を消すこととなる。武家政権が外交権行使することは、「外交に人臣なし」を前提としてきた東アジア世界共通の外交基本姿勢に反する。しかし、足利義満が冊封をうけ、「日本国王」号を得たということは、国内を統一し公武政権を樹立した彼が、日本の統治者の地位にあると東アジア世界が承認したことを意味する。

その結果、日本と明は冊封に基づき一元的な関係を築き、明皇帝から授かる勘合をもって朝貢に付随する貿易を行つた。李朝に対しても貿易を主眼とする交渉が続いた。つまり、室町幕府にとつて外交とは、日本の支配者としての地位（将軍）を超える立場を東アジアで保証される場であり、かつ貿易によって巨大な富を得る場も意味しているのである。

内政では、冊封は、中央政権の威令の最も及ばなかった九州地方の対明貿易への参加を希望する在地諸勢力に対して、義満の国王としての立場を認めさせる契機となつた。

では、外交権を獲得した当初の室町幕府の外交機構はどのようなものであったのか。

前近代、とりわけ十四世紀から十六世紀における東アジア世界での外交を担つた人々についての研究が近年盛んとなつてゐる。現代の概念とは異なり、当時の国際交流は「国家対国家、国家対個人、国家と係わりのない個人対個人の関係における政治・経済・文化を含む国際交流、地域交流」と言い換えることができよう。⁽⁶⁾ 各国には倭寇問題の解決という共通の外交問題があつたが、その倭寇は海賊行為を行いつつも、まさに文物の交流・人々の往来を庶民レベルで行つていたのである。

倭寇が庶民レベルの外交の担い手ならば、各国の統治者間で行われていた外交（国王間外交）は、日本では禅僧、とりわけ五山僧に負うところが大きかつた。五山官寺体制は鎌倉後期から義満期にかけて整備され、幕府の管轄下にあつた。その構成員である五山僧は学問僧として東アジア世界共通の文字「漢字」を身につけ、漢文操る才にたけていたことはつとに知られている。⁽⁷⁾

その背景には鎌倉時代から急速に進んだ宋・元からの渡来僧の受け入れがある。これらの渡来僧、及び日本からの渡海僧によつて五山文学が成立する。一山一寧は、偈頌の試験によつて僧堂掛塔志願者を選抜したといふ。渡来僧の竺仙梵僧行古林清茂門下も偈頌主義を日本の禅僧に伝えてゐる。京都・鎌倉五山において求められた教養は東アジア諸国の士大夫に必須のものと同等であつた。⁽⁸⁾ 禅僧が外交僧として必要な教養を身につけ、語学力を磨くための環境が幕府によつて整えられていつた結果、外交ブレーン集団が形成されることとなつたのである。

ほとんどの遣明船正副使には五山僧が任命されている。また、公家政権の外交と一線を画すため、外交文書を五山

僧のトップである鹿苑僧録、のちには蔭涼職に任せた慣習が元和元（一六一五）年まで続⁽⁹⁾く。彼らの執筆した外交文書は東アジア世界で充分通用したのであった。

また五山僧は、しばしば大名間の連絡役を務めるなど、国内でもその中立性が認められていた。つまり、五山は超俗的な宗教組織であり、室町幕府の支配下にあつたものの、その中立性ゆえに行政機関を超えた立場で対外交渉にあつたのだろう。しかも冊封関係に基づく外交は、朝貢儀礼という形式を重視するため、これら儀礼に通じた五山僧が正副使として登用されたのである。この時期には、行政機関の一員である幕府奉行人が外交の表舞台に登場することはなかった。

二、永享期の外交

足利義満の死後、一度は東アジア諸国との外交を絶った幕府であるが、六代将軍足利義教の代に勘合貿易が復活する。この義教の将軍就任（一四二九年、永享元）の三年前に明では宣徳帝が位についた。彼は即位以来、周辺諸国をはじめ日本にも朝貢することを希望した。⁽¹⁰⁾それをうけ永享四（一四三二）年に室町幕府は明へ「渡唐船」を派遣する。

（a）永享期の日明交渉の概略

永享四年八月と同六年九月の二回にわたり渡唐船が兵庫を出発した。第一回の渡唐は永享三年に出発の予定が翌年に延期になつたとい⁽¹¹⁾う。ところで、宣徳七（永享四、一四三二）年正月には、日本には届かなかつたが、明の宣徳帝から琉球経由で朝貢を促す勅諭がでており、また、この前年に日明両国と外交のあつた琉球使が上京していることを併せて考えると、宣徳帝による勅諭は複数回にわたり発せられていたと推測できる。両者が互いに朝貢を再開することを希望していたのは偶然ではないのである。

永享四年の遣明船は、義満期の渡唐船の構成と異なり、幕府経営船以外に、大名寄合船も出発するなど大規模な船団であった。この時期、日本の窓口である博多を擁する九州では在地諸勢力の対立が激化した。遣明船に関するところでは、七月に島津陸奥守忠国と島津庶子伊集院との合戦のため、明への硫黄の手配に難儀が生じて⁽¹²⁾いる。また、大内・大友・九州探題・諸大名らの中で合戦が起り、幕府は渡唐船警固のための御教書を九州沿岸の諸勢力、海賊へ宛て⁽¹³⁾て発給している。⁽¹⁴⁾このような状況のもと、八月十七日に渡唐船は出発し、明皇帝への朝貢を終え、永享六（一四三四）年五月に五艘からなる明使節船を伴い兵庫へ到着した。⁽¹⁶⁾

永享六年の遣明船派遣は、明皇帝へ冊封に対する返牒を届けることが名目上の目的であったが、実際は三十三間堂造営資金の調達など貿易が主目的であった。帰国船・遣明船に関する様々な準備が前年から徐々におこなわれており、⁽¹⁷⁾その担当奉行として唐船奉行が設置されることとなつたのである。

（b）義教の政治姿勢

義教の外交姿勢は、基本的には父の義満のそれを受け継いだものであり、五山僧・貿易商人の起用も引き続き行われた。ただし、冊封使との対面などの儀式では、義教の相談役であつた三宝院満済らの意見もあり、日本独自の立場を強調する形式を用いることもあつた。彼は内政においても義満同様に、幕府内での將軍の権威を強化し、幕府機構の充実を図つた。例えば、幕府の事務官僚である奉行人の組織化、それに伴う御前沙汰の制度の確立が行われた。それと同時に幕府に関連する外交問題も「唐船奉行」とよばれる奉行人が担当することとなつたのである。

室町幕府において、奉行人が幕政に携わるようになつた背景は次の通りである。

奉行人の出自は各々、おおむね鎌倉時代まで遡ることのできる文筆の家柄であり、室町幕府成立後に家路が固定し、以後は新加されることはなかつた。今谷明氏の考察によると常時約六十名ほどがいたといふ。⁽¹⁸⁾奉行人は御前沙汰衆

(恩賞方衆ともいう)・御前未参沙汰衆とに区分することができる。前者の中でもさらに特定の数名が訴訟手続を担当する他、義教期以降、將軍・管領の命をうけ、奉書(奉行人奉書)を発給した。吏僚として、幕府内の意見調整や將軍の「御使」として將軍と管領、有力大名、三宝院満済のような幕政上の要人との仲介役を務めた。また、將軍、管領の代理として諸方面との折衝にあたることもあった。⁽¹⁹⁾さらに義教のころになると、これら奉行人は「意見」を通じて、御前沙汰とよばれる政務決裁に参画するようになる。

訴訟手続き上、奉行人は特定の寺社・本所・公家等とのつながりが密接となつたが、幕府は次第に特定の寺社・公家専任の別奉行とよばれる担当奉行を広範に設置するようになった。別奉行には、右のような訴訟担当奉行の他に、幕府政治や儀式を運営する上で、各々の事務を専掌する奉行(関東奉行、貢馬奉行など)も置かれた。唐船奉行もこれに属するものであったと考えられる。⁽²⁰⁾

先述の通り、奉行人の一部は御前沙汰衆として將軍に「同事」を行うことができたが、それは二十名にも満たない人数であった。奉行人奉書(連署奉書)発給は、実際には更にその内のほんの数名に集中していた。別奉行もこれら特定の奉行人に集中する傾向にあつた。

三、「唐船奉行」の初見について

室町幕府の外交担当の事務官僚である「唐船奉行」の成立についてここでは考察する。

(a) 奉行人奉書にみえる「唐船奉行」

(1) 『御前落居奉書⁽²¹⁾』

宗金九州下向、周防・長門両国厳密致警固、無其煩可被勘過之、來月二月上洛云々、同以可致其沙汰之由候也、仍執達如件、

永享三

八月十日

貞連
為種

内藤肥後入道殿

(2)『御前落居奉書⁽²²⁾』

硫黃事、以上品五萬斤被納之、不日可有運送之由所被仰下也、仍執達如件、

永享三年九月十一日

大和守

島津陸奥守殿

(1)の史料は博多商人宗金が義教の命をうけて朝鮮へわたるにあたり、その警固を長門を治めていた大内氏被官内藤氏に命じた奉行人奉書である。これに署名している飯尾貞連、同為種は当時の奉行人上首である。(2)の奉書では、飯尾大和守貞連が硫黄の手配を島津忠国に命じている。永享四年の遣明船は、本来ならば前年に出発することになつていることを考慮すれば、この文書の硫黄は将軍への献上品ではなく貿易品と考えてよいであろう。

このように(1)と(2)は、勘合貿易と幕府奉行人の関係を示す初見史料である。義満期の応永年間には史料上の所見がなく、勘合貿易における奉行人の活動を裏付けることはできない。一方、永享三年の時点では、飯尾貞連ら

がどのような立場でこれらの文書を発給したか、明確にすることもできない。

(b) 古記録にみえる唐船奉行

さて、永享年間の幕政、外交、社会情勢について詳細に記された記録に『満済准后日記』がある。記主の満済は応永二（一三九五）年から永享六（一四三五）年まで醍醐寺の座主をつとめた人物で、特に義教からは政治の大小を問わず諮問を受け、「黒衣の宰相」として幕政の枢機にあずかった。また、醍醐寺三宝院が、永享四年の渡唐船に参加していた。そのため、『満済准后日記』には永享四年以降、明との外交についての詳細な記事が続く。この中で「唐船（方）奉行」の所見のある記事は次の二件である。（〈 〉は細字もしくは割注を意味する。）

(3) 永享四年六月三日条

午終參室町殿、於壇所〈月次淨土寺〉待申了。実相院來臨。（略）唐船事、大略今日治定了。寄合〈八幡丸号船也〉船事、赤松令奉行面面催促之。舟修理以下事可申付云々。（略）唐船奉行事等不審。次侍所上表事、來月八月御下向兵庫。（略）

(4) 永享六年正月廿三日条

就唐船警固事、可被御教書方々へ、自山名方注折紙進之間、則以止藏主被仰、此折紙人數方へ御教書事、早々可申遣管領方云々。仍以宗弁上座申遣管領了、可申付奉行之由返答、折紙人數交名山名禪門持參。（略）唐船方奉行飯尾大和守、同加賀守被定置云々。今日兩人參申壇所了。

(3) は勘合貿易再開第一回目の準備についての記事である。義満のころは幕府経営船しか勘合船はなかつたが、永享以降は幕府経営船以外に、諸大名・寺社でも渡唐船経営を行うところが現れてきた。この史料の「唐船奉行事不審」という記述から、勘合貿易再開のための奉行を行う人物を探していったことがわかる。担当者を奉行人に限つたかどうかは明らかではないが、「唐船奉行」を幕府は設置しようとしていたことがわかる。結局、事務官僚クラスの奉行人を登用せずに義教の側近（近従）の赤松播磨守満政に奉行させたのは、大名船の共同経営者五人の中に本家の赤松氏が加わっていたからであろうか。

(4) では再開第一回目の勘合船が永享六年三月に帰国するという情報を入手した幕府の対応を記している。「然者九州乱国時分、不慮子細モ出来時、旁不可然歟⁽²³⁾」という不安が幕府内に生じた。そのため、まず警固問題を解決する必要に迫られた。その他、帰国する勘合船と共に来日する冊封使の宿泊施設の準備等、出発時にはなかつた様々な問題に対処するための別奉行を幕府は設置することとなつた。

(c) 唐船奉行飯尾大和守の登場

唐船奉行設置に関する史料四点から次の点を指摘したい。

(1) 「唐船奉行」を正式に設置したのは、再開第一回目の渡唐船の帰国時である永享六年である。それ以前は、大名寄合船に関しては赤松満政が担当し、諸大名との調整役にあたつた。

(2) 一方で、義教の幕政を支える奉行人も永享以降、対外交渉に関する奉行人奉書を発給することで外交事務に携わるようになった。先の一通の奉書から、飯尾氏は永享三年には、貿易商人の警固命令や、貿易商品の手配などその後の「唐船奉行」の職掌（後述）にすでに携わっていたことは明かである。

(3) 以上をまとめると、再開後の勘合貿易は幕府経営船のみならず、寺社経営船、大名経営船など船主が複数に

なつたため、幕府・経営者間に仲介人を設置し将軍への伝達を整理する必要が生じた。義教は幕政に関する諸般の同
事は奉行人を通じて処置していたので外交に関しても同様にしたのである。ここで登用された飯尾貞連、同為種は、
奉行人の中でも、御前沙汰衆（御前奉行）とよばれた有力奉行人であり、多くの奉行人奉書を発給している人物であ
る。後の例を考え合わせると、唐船奉行には別奉行保有数が御前衆でもトップクラスの飯尾氏（大和、肥前、加賀守系）
が本奉行（主任奉行）を、布旋氏、松田氏が合奉行（補佐奉行）をと、家格の高い者に限られている。これは、側に
仕える奉行人への将軍の信頼を示すと同時に、奉行人の政治面での地位が向上したことを物語っている。

(d) 唐船奉行の職掌

『武家名目抄』には以下の様に唐船奉行の職掌がまとめられている。

唐船奉行は明にもあれ琉球にもあれすべて異国より贈れる所の方物を検納し、又こなたより贈らるべき書牒品物
の事務をつかさどり、商売交易の事をさえふさぬる奉行なり。（略）常に五山の僧をもて使者とせり。俗これを遣
唐使といふ。これまた此奉行のあづかり沙汰する所なり。思ふに唐船奉行、唐奉行などいひて其称同じからざる
はひとり唐船交易の事のみならず遣唐使等のことをも摂することいできし故なるべし。又琉球のことを執する時
は琉球の奉行などもいへり。（略）此奉行飯尾氏に限りて承りしとみえて他姓の人のつかさどりし事所見なし。但
常に唐船奉行のとなへありしには有べからず。臨時によばれし名目とみゆ。（略）²⁴

（句読点は筆者による）

唐船奉行の職掌全般については、稿を改めて考察することとし、ここでは唐船奉行としての貞連の活動を通じ永享

期の唐船奉行の職掌について考察する。

これまで見てきたように、貞連は永享年間の二度にわたる遣明船派遣に關係している。まず、最初の任務は永享六年に帰朝する船の警固に関して義教・満済間の情報の伝達を行うことであった。

永享六年正月から、義教・満済・諸勢力との間で警固の検討に入ったことが『満済准后日記』にみえる。それは、義教から満済、山名時熙へ諮詢の形式で行われた。両者は、それぞれ、海賊、国人一揆へ唐船警固の御教書を出すべきであると返答した。二五日になつて、「唐船警固事、御教書管領内状猶何可然哉、可令談合管領云々」⁽²⁵⁾と貞連を通して義教から催促があつた。「自青蓮院還御時分、此御左右可被披露仕、早々可仰下云々」⁽²⁶⁾という貞連の発言にもあるよう、早急に返事を求めていたため、満済は管領内者から直に貞連へ返事をさせる。翌日も貞連は警固の件で満済のもとを訪れる。満済は正藏⁽²⁷⁾主と共に、義満期の先例に従い、嶋津を唐船警固から外すべきであると答申する。この答申がそのまま決裁となつており、満済の義教政権下での政治力がうかがえる。三十日には、更に、四国備後の海賊をも警固に動員することが決定されている。⁽²⁸⁾このように、外交に関する案件は、義教の諮詢に対し、満済らが各々返答し、その答申を踏まえて満済、管領が談合して最終的には義教が決裁するスタイルをとつていたのである。その場では、貞連は義教、満済、管領内の意志伝達や連絡事務に専ら携わっていることが明らかである。その際決定されたことは、最終的には御判御教書もしくは管領御教書で諸勢力に伝達され、奉行人奉書では発給されなかつたが、担当奉行である貞連が、管領御教書の執筆を含めて、発給事務を担当したと考えられる。

五月にはいり、遣明船が冊封使をのせた五艘の船と共に帰朝する。冊封使が入洛すると、飯尾氏の唐船奉行としての活動記録は途絶えてしまい、武家伝奏である日野中納言兼郷が将軍との間にたつ。兼郷は将軍が冊封使に延見する手配などを行つてゐる。これは、代々將軍が、幕府奉行人の家格が武家のなかでもさほど高くないため、たとえ外交事

務の面では中心となつて携わつていても、公家の列席を含む外交儀礼を取り仕切る役は公家に任せていることと関係するであろう。そしてこの場合、公卿といつても、身分の低い者も含まれていたのである。

この他、永享八年に帰朝した第二回遣明船がもたらした大唐勅書（明皇帝勅書）を、蔭涼軒に預け置くなどの例にみられるように、貞連は国書の管理にもあたつていた。⁽²⁹⁾

『武家名目抄』の記載の通り、永享年間の唐船奉行は、幕府内で処置のできる事務一切に関わっているものの、義教が「日本国王」として催した儀式からは外されていたことが明らかとなつた。

四、唐船奉行を担当した奉行人

まず、永享以降の唐船奉行担当者一覧表を掲げると表1のようになる。

本奉行に飯尾大和守系、肥前守系、加賀守系が、合奉行には布施氏、松田氏、斎藤氏の名が記録に挙げられる。いずれも当時の有力奉行人である。ここで飯尾氏の幕府内での活動を追って、一体どのような人物が唐船奉行をつとめていたのかを検討する。

(a) 飯尾大和守系、加賀守系、肥前守系について

室町幕府奉行人飯尾氏は、官途別では大和守系・加賀守系・肥前守系・下総守系・近江守系・美濃守系とに分類することができる。特に前者三流は幕府の有力奉行人として知られ、多くの別奉行を歴任した。飯尾氏は鎌倉幕府問注所執事三善康信の末裔といわれるが、系図が現存していないため、正確には飯尾姓を用いた時期は明かでない。三善康信は『吾妻鏡』によると文治三（一一八七）年に阿波国麻殖保司職を拝領している。この地の飯尾邑より飯尾氏がおこつたと考えられる。三善康信の事務官僚としての才能は脈脈と子孫に受け継がれ、武家政権たる室町幕府きっ

表1 唐船奉行一覧

発遣年次	担当奉行人（本奉行 副奉行）			出 典
	本奉行	副奉行		
永享 4年	飯尾貞連、飯尾為種			『御前落居奉書』永享三年八月十日 奉行人連署奉書
永享 6年	飯尾貞連、飯尾為行			『満済准后日記』永享六年正月廿三日条
宝徳 3年	飯尾貞元、飯尾之清			『康富記』享徳三年十月十五日条
応仁 2年	飯尾元連、飯尾之種			『戊子入明記』
文明 8年	飯尾為信、飯尾元連			『島津家文書』文明六年九月廿一日 奉行人連署奉書
文明 15年	飯尾元連、布施英基			『来島文書』文明七年十月八日 奉行人連署奉書
明応 2年	飯尾元連、布施英基及び松田英致			『蔭涼軒日録』文明十七年～十九年、『島津家文書』文明十五年四月九日 奉行人連署奉書
永正 6年	該当者見当らず			『蔭涼軒日録』長享二年正月廿九日条、『同』同年五月廿八日条
永正 13年	飯尾貞運、斎藤時基			『室町家御内書案』永正十三年四月十九日 奉行人連署奉書
天文 8年	飯尾堯連			『古簡雜纂』天文五年五月二十四日 奉行人奉書
天文 15年	飯尾堯連、松田晴秀			『相良家文書』天文十四年十二月二十八日奉行人連署奉書

ての事務官僚の家柄として認識されてきたのである。三善氏の出身としてはこの他に室町幕府評定衆町野氏、同奉行人布施氏がいる。以下、飯尾大和守、加賀守、肥前守を代々称した奉行人の別奉行を列挙する。⁽³¹⁾

大和守系

飯尾貞連 在務期間 応永三年～康正四年 奉行人体制が確立するにつれ政治的活動も目だつようになり、奉書

加判数は同時期の奉行人中最も多い。幕付内の職階では政所執事代、式評定衆を経験する。別奉行としては園城寺、鎮西并異国、唐船、八幡、公武門役、東大寺、建仁寺、如是院、不壞化身院、吉田社を担当した。

飯尾元連 在務期間 康正元年～明応元年 職階では引付衆、公人奉行を担当した。別奉行は的方、祝方、御出、東大寺、鎮西并異国、北野社、山門、相国寺、鹿苑寺、鹿苑院、善入寺、唐船、広隆寺、花頂門院、真如寺、等持院、雲頂院、清住院、行藏院、公文奉行、洪恩院、建仁寺、天童寺、琉球奉行を担当する。

飯尾元行 在務期間 文明十七年～永正五年 侍所開闢を務める。別奉行は的方、祝方、椀飯方、鎮西并異国、山門、東大寺、園城寺、相国寺、等持寺を担当する。

飯尾貞運 在務期間 文明十七年～明応五年、及び永正五年～享禄二年 明応の政変により有力右筆から一時外された人物である。官途は近江守であり、元行の従兄弟にあたる。元行の出奔後、将軍職に復帰した義材のもとで彼が担当した諸奉行に任せられる。ちなみに、このときを以て、大和守嫡流は途絶えてしまう。別奉行は、唐船奉行の他に御出奉行、石清水八幡宮、大徳寺、法隆寺、北野社などを担当した。

飯尾堯連 在務期間 永正五年～永禄七年 近江守貞運の子であるが、官途は大和守を名乗る。渡唐船派遣最終期の奉行である。別奉行は父貞運のそれを継いだと考えられる。

加賀守系

飯尾為行 在務期間 応永三十年～宝徳元年 別奉行としては、南都、春日社、吉田社、八幡、東福寺、唐船、臨川、西芳寺、貢馬、東寺、閔東を担当する。

肥前守系

飯尾為種 在務期間 応永三十年～長祿二年 公人奉行、神宮開闢をとめる。別奉行としては、八幡、南都、関東、賀茂社、祇園社、北野社、山門、伏見宮、妙光寺を兼任した。

飯尾之種 在務期間文安元年～文明五年 政所執事代、神宮開闢、引付衆を職階として歴任する。別奉行は、椀飯方、的方、御出、南都、八幡、関東、山門、北野社、相国寺、鹿苑院、宝幢寺、等持寺、建仁寺、南禪寺、東寺、清住寺、大徳院、金剛寺、崇寿院、三聖寺、祥雲院、兩足院、勝鬘院、安國寺、松尾社、玉泉寺、仏心寺を務める。

官途別に室町幕府内の職階や別奉行を記したが、特定の職階、別奉行が官途と共に父子相伝の形をとつており、奉行人の家格と職階の固定化が幕府内では認められていたことが明らかである。ところで、永享六年以降「唐船奉行」と史料に明記されることは少なく、室町幕府の諸奉行を列記した『室町幕府諸奉行次第³²』（以下『諸奉行次第』と略す）には唐船奉行に該当すると思われる奉行を「鎮西并異国奉行」と記しており、明応年間までの歴名を知ることができる。永正年間以降は幕府にかわって大内氏が一号船を經營するが、唐船奉行は幕府經營船の有無に関わらず最後の渡唐船派遣まで設置されていたことが前掲の表1から明らかである。

『諸奉行次第』の「鎮西并異国奉行」の条には次の様に記されている。
(〈 〉は細字もしくは割注を意味する)

鎮西并異国

一、飯尾大和守貞連 〈法名性通〉

一、子息大和守元連（法名宗勝）、性通後承之、親性通他界（享徳四二廿一）之時、雖未加恩賞方、依龍安寺之執申、別奉行所之被仰付之、日數過之後、被召加恩賞方了、

一、飯尾大蔵大夫元行（宗勝次）、父宗勝、延徳（四五九）他界後、別奉行等、以父之例相続也、普〔譜〕代不謂儀也云々、

先述の大和守系の別奉行は飯尾貞連が担当したものと相伝してきたことが『諸奉行次第』でも記録されているが、これは奉行人一般に通じる相伝の方法であったことであろう。

奉行人とは、「血筋と血筋に支えられて代々伝えられてきた法曹知識、それに事務能力によって社会的地位をしめる人々⁽³³⁾」である。唐船奉行にはさきに列記した人々が務めているが、中でも飯尾大和守流は本奉行を世襲する家筋として固定した感があり、外交事務に代々携わる家筋として、それに関する記録や知識などを蓄積し、先例などにも通じ、とりわけ主要な役割を担うようになった。

（b）唐船奉行の名称について

では、なぜ『満済准后日記』で用いられた「唐船奉行」という名称が、『諸奉行次第』では「鎮西并異国奉行」と記載されているのだろうか。この鎮西并異国奉行は、「鎮西奉行」と「異国奉行」を併せた奉行名と考えることもできるのではないだろうか。『武家名目抄』にもあるように、「唐船奉行」は明との朝貢貿易に際してだけではなく、広く諸外国との交流の際も奉行をしていた。つまり、「異国奉行」とは唐船・琉球奉行と同義であり、朝鮮通信使と折衝を行っている奉行でもあって、東アジア諸国との外交に広く活躍したのである。

一方、鎮西奉行の称は鎮西探題と似た名称であるが、鎮西の政情に関する幕府の窓口とは異なり、外交と九州の政

情とが密接に関連していることによる呼称であると推測される。当時、九州は九州探題（渋川氏）、大内氏をはじめとする在地諸勢力の対立が激しく、政情が不安定であつたため、繰り返し鎮静を求める御教書を発給した。再開第一回目の渡唐船が帰朝する際に、不安定な九州沿岸の事情を渡唐船に知らせる準備を幕府がおこなっていたのもそのことと関連がある。飯尾氏の鎮西奉行としての活動の記録が特に残されているわけではないが、渡唐船派遣再開以前に、⁽³⁴⁾ 飯尾肥前守、同大和守が九州使者派遣の奉行をした記録もある。それ故にまず、鎮西奉行として大内氏と将軍の間で伝達の役目を掌り、のちに唐船奉行として任命されたのではないだろうか。

「鎮西奉行」と異国奉行を並列したのは、律令時代以来、東アジアとの窓口であつた九州、特に博多の重要性を室町幕府も認識していたからだろう。そして、鎮西奉行を別奉行であると考える以上、飯尾氏は幕府と大内氏ら九州諸勢力との仲介をつとめていたということになる。飯尾氏が、正式な唐船奉行の任命以前に硫黄の手配や將軍使節の警固のための奉行人奉書を発給したのは、まず、鎮西奉行としての役割を担つていたためである。その後、外交事務を専掌することになってからは、彼らは九州における外交に関わる案件についての担当奉行として、幕府側の窓口になつたのではないだろうか。

五、李氏朝鮮と飯尾貞連

嘉吉元（一四四一）に赤松邸で足利義教が將軍職在職中に殺害される。嘉吉年間には遣明船派遣の計画はなかつたものの、嘉吉二（一四四二）年には李氏朝鮮から義教の死を弔うための使者が来日するなど、義満死後の対応とは異なり、幕府は東アジア諸国との外交を継続していった。義勝將軍の代の唐船奉行の活動に関しては、この時期の『李朝実録』に飯尾貞連に関する記事がある。ここから、飯尾氏が広く対外交渉に関わっていたことを明らかにし、「唐船

奉行」が遣明船の準備だけを奉行するのではなかつたことを確認したい。

(a) 嘉吉二年度の通信使と飯尾貞連

当時の将軍は足利義勝である。彼は幼少のため、独自の対外政策をもつことはなかつたと思われる。従つて、この時期の対外方針は義教のそれを踏襲しているとみなすべきであろう。通信使が入洛するに至るまでの経過は以下の通りである。

世宗二十三（一四四一）年十二月

慶尚道左道處其置使金孝誠を通して宗貞盛の使者より、「阿可馬豆」（赤松）が義教を殺害した事件（嘉吉の乱）、及び新王義勝が十二歳のため外舅である山名氏が摂政をしていることが報じられた。（乙未条）

世宗二十四年（一四四二）十二月

日本国通信使を派遣するか否かを議政府で検討する。様々な意見があつたが、通信使者の候補を選ぶよう吏曹に命じた。（壬寅条）

世宗二十五年（一四四三）二月

すでに内定していた下孝文を日本通信使に、また副使には上護軍尹仁甫が任命された。（丁未条）四月に一行は日本へむけて出発する。

後日、通信使の報告によると、通信使一行は来日すると対馬、赤間関、尾路（道）を経由し、兵庫へと進んだ。対馬では宗氏が、赤間関では大内教弘が一行を歓迎した。大内は一行の来日、京上を幕府へ報告するが、幕府からは何の指示も届かなかつた。そのため尾道以東では「国王御教書」がないので道中の護送を拒否された。このような事態のもとで、一行は幕府の対応について不安を抱いていたのではないだろうか。使通事である尹仁始が一足先に京都へ

赴き、「兵庫守護官」へ到着の報告を行う。その席で、幕府が「主弱臣強」の状態であり、管領畠山持国と政所執事伊勢貞国が将軍義勝に代わり政権を握っていたことを「始は確認したにすぎなかつた。⁽³⁵⁾

同じ頃幕府ではこの一行への対応を決めかねていた。それについては、『康富記』に詳しく記録が残されている。

記主の中原康富は飯尾為種から通信使来日に関して以下の情報を得ている。

① 通信使入洛に関わる要脚（「諸大名諸国役」）を出せないので諸大名は通信使の上京を拒む。⁽³⁶⁾

② 管領が内々に諮問した大外記清原業忠は、近年の朝鮮は神功皇后征伐以来の朝貢というよりはむしろ「為商売所」を来めて日本へ来日している傾向にあること、さらに牒状（図書）の文章の不備を指摘した。⁽³⁷⁾（しかし、五月十一日に朝鮮通信使は入洛し、十九日には室町殿に参殿し義勝と会見している。）

③ 幕府からの上陸（上洛）中止の要求に、李朝側は「非如先々商売之科」の立場であり、義教の死に追悼を表すため来日したのであって交易を望んでいるのではない、ということを説明した。⁽³⁸⁾

④ 幕府では、この説明を承けてもう一度評定を行い、李朝側の主旨を受け入れ、入洛を許可した。故に十九日には通信使は参殿することができた。

①から④へ至る過程は李朝・日本の対照的な対外観・外交概念をあらわにしている。①で記された「要脚」とは、李朝との交易資金のために幕府が必要としたものである。③で要脚が不必要である、とわかるとすぐに入洛を許可する態度は、当時の日本にとって外交が主として「貿易・商売」行為を意味していたことと関連があるだろう。

②で、公家に諮問したのは、外交が先例に基づいていたことと関係がある。朝貢のスタイルをとって来日したのか、貿易を目的としているのか、両国の上下関係などをおそらく諮問の内容としたのであろうが、奉行人はたとえ外交事務を担当していても、この諮問の対象とはならなかったのである。

一方、室町幕府では、すでに数回にわたる外国使節の来訪を経験し、公武でその件に關して頻繁に情報交換が行われていたのにもかかわらず、公卿は依然として「伝統的朝鮮觀」によつてした使節を認識することができなかつた。その公卿に内々に諮詢せざるを得なかつた武家もまた、伝統的朝鮮觀によつて朝鮮との対外交渉をおこなつてきたのである。

前近代の外交には儀式的要素が多く含まれているために、応永、永享年間には、冊封使が室町殿へ参殿する場合でも武家の立場で参加できたのは、守護以上の地位についたものであり、唐船奉行などが同席することはなかつた。むしろ、義満も義教も、公家が武家の支配下にあることを国内外に示すために公卿を外交儀式の場に参加させている。この様な場で外国使節が唐船奉行の存在を認識していたとは考え難い。

入洛を終えた通信使は、次いで義教弔問の後、管領と会見する。その席次を巡つて幕府と交渉をおこなつた記録がある。このとき幕府側を代表して飯尾大和守貞連が使節との折衝を担当した。『李朝実録』でその様子を追つてみるとする。

致相国寺、祭先国王於殿内、設神位掛影、太和守^(ママ)言、祭礼可從貴國之礼、国王年少不能參、國俗本無拜禮、管領以下大臣、坐位陪祭、國王及女妃、皆潛往觀焉、祭畢、與管領相會、太和守^(ママ)云、國王年少、管領實權、王坐當南向、使臣在東、臣^云、客東主西禮也、太和守^(ママ)言、然則管領在東、使臣在西可也、臣示以不可之意、太和守^(ママ)云、地勢如此、不可易也、臣等乃入、管領坐東不起、臣呼太和守^(ママ)云、管領何不起、乃起、相輯就坐、³⁹

当初、幕府側では「管領北側、使者東側」の案を提示したが、朝鮮使者は敵礼的觀点から管領が上座に着席するこ

とを拒否した。そこで、飯尾貞連は朝鮮側から提案された「使者東側、管領西側」に対し「管領東側、使者西側」なる妥協案で決着をつけた。

義教の三回忌に合わせて来日した通信使を巡る日朝間の折衝に関して、これまでの研究では室町幕府の対外交渉に基ついてのみ論じられている。⁽⁴⁰⁾ なるほど、この記事から室町幕府は李朝に対し、律令国家以来の伝統的な朝鮮観に基づき、優位な立場をとることを基本的な外交姿勢としていることが明確である。当然、飯尾貞連もそれに依つて折衝をおこなっていたのである。

しかし、ここでは伝統的対外觀の有無よりも、李朝正使との折衝を室町幕府の外交を担う五山僧ではなく幕府奉行人が担当したということに注目すべきであろう。その背景として次の二点について指摘したい。

第一に、將軍が幼少かつ病弱であったため、李朝使者に対して、実際に幕政に携わっていた管領、奉行人が交渉者とならざるを得なかつた。特に貞連は、唐船奉行と称してこの場にいたわけではないが、外交事務担当の奉行として李朝正使と接したと考えられる。

第二に、幕府が先述の「伝統的対外觀」に基づき、「日本国王使」である五山僧は日本より低位とみなした國の使節が来日した場合、將軍が臨席しない場において折衝を担当すべきではないと判断した可能性があること。ただし、それを積極的に裏付ける史料は管見の限りはない。義満・義持の代は外国使の接客に五山僧があたることが多かつた。この先例に従わないのは、今回の遣使の目的を幕府側が的確に捉えていなかつたためといえよう。⁽⁴¹⁾ 翌年、日本国王使として李朝へ派遣された者は五山僧であるが、これまでも五山僧は、日本国王使であつて、国内での交易を目的とする外交折衝には携わった記録はない。

(b) 長禄二年の書契と飯尾大和守

『李朝実録』の長禄三年（一四五九年）には飯尾貞連を指すと思われる「大和守」の記事がある。この年、李朝は宋處儉を正使として来日しようと計画したものの途中で遭難したため中止となつた。『李朝実録』によると、宋は計十一通の書契を日本へもたらそうとしていた。そのうちの一通が「礼曹參判黃孝源、奉書日本國大和守足下⁽⁴²⁾」である。

礼曹參判黃孝源、奉書日本國大和守足下、秋涼、想震良多祉、遙慰遙慰、緣海路阻脩、未易通問、殿下今遣僉知中枢院事宋處儉等官、前往貴國修好、仍將土宜白細綿紬五匹、白細苧布五匹、黑細麻布五匹、邊兒寢席十張、豹皮一張、虎皮二張、就付前去、惟照領、更冀保嗇

「前往貴國修好」とは一四四三年の通信使派遣のことを指している。右の史料では、飯尾大和守を宛所としているが、飯尾貞連は康正元（一四五五）年に没しており、その後は息元連が家督を継いでいる。しかし大和守交替に関する記録は『李朝実録』ではなく、貞連を意識した書契を作製したと考えられる。奉行人の立場で書契を手にした者は飯尾大和守しかいない⁽⁴³⁾。通信使の来日を告げるこの書契は、李朝では唐船奉行を担当していた飯尾氏を外交担当奉行として認識していたことを意味する。この認識は、日明間の一元的な関係（冊封）と異なり、日朝間が多元的関係にあるために、李朝が日本の諸勢力に関する情報収集に力を入れた結果である。つまり李朝は飯尾大和守を日朝関係における一勢力とみなしていたふしがある。

官品相当制を採用していた李朝では、外交文書の発給者も受取人の儀礼的地位に応じた者が担当した。貞連の書契の差出し人である黃孝源は參判である。彼の官職は日本の從二位に相当する。高橋公明氏による室町幕府関係者（巨酋）と朝鮮礼曹の官品の関係を参考にすると、飯尾氏は三管領、京極、伊勢氏より低い格付けであるが、山名氏とは

同格であったという。⁽⁴⁴⁾ 数カ国の守護大名を兼任する山名氏と幕府の事務官僚にすぎない奉行人飯尾氏が、朝鮮において対外関係の面では同格であるとみなされていることは注目に値する。

日本では、冊封使、朝鮮国王使の来日に関する記録が「古記録」の形でのみ現存している。それらの記録を読むと、『李朝実録』のような詳細さに欠ける感を否めない。また、外国使節の記録といえば儀式、観光、観劇に関する事ばかりである。それは、日本の伝統的対外觀が記録者に潜在意識として備わっているために、「礼」的側面からの外交を客観的に捉えることができなかつたことを意味している。

終わりに

これまでの中世対外関係史研究で、室町幕府奉行人が日明・日朝関係に深く携わっていた点を言及されることがなかつたのは、国内政治と外交の複眼的視点で室町時代の外交を捉えることのむずかしさと関係がある。

先述の如く、室町期の外交といえば、五山僧や倭寇、商人の動向に研究が集中していた。しかし、永享期、それに続く嘉吉期の室町幕府の外交は、彼らの他に幕府奉行人（唐船奉行）、顯密僧（満済）、公家などの活動があつてこそ成り立っていたのである。唐船奉行は、今まで考察してきたように、幕府の窓口となって外交事務に携わった。公家は外交に積極的に関係しなかつたものの、延見の席に同席したり、武家の諮詢に応じている。五山僧は、日本国王使として東アジア世界における国王間外交の場で活躍した。顯密僧は渡唐船の經營者を務めるほか、在地の地場産業を利用して、貿易商品を調達することもあった。つまり、それぞれが果たした役割は異なるが、永享期以降、様々な身分のものが対外交渉に携わったのである。飯尾大和守系が主として相伝した唐船奉行は要職であるが、まだ不明な点が多く、更に考察を必要とするのが現状である。

さて、最後に嘉吉以降の外交について概略を述べておく。飯尾大和守はその後も幕府内における唐船奉行の地位を保つ。一方、大内氏など諸勢力が台頭した結果、日本国王である室町將軍の権威は低下していく。そのために、勘合は將軍に与えられるものの、実質的な遣明船派遣は大内氏の手で行われるようになる。その際も、飯尾氏は唐船奉行を務め続けている。つまり、明皇帝が室町將軍を日本国王とみなす限り、大内氏は名目上、応永以来の外交（国王間外交）を踏襲せざるを得なかつたのである。そのため、外交面で日本国王に近侍する立場の唐船奉行の存在を、大内氏といえども軽視することはできなかつたのである。

永享以降、幕府機構が確立するに従い、幕府官僚が唐船奉行として外交に携わったということは、武家政権の外交にとって画期的なことであると評価すべきだろう。唐船奉行の活動は、単なる別奉行としての名目上のものではなく、外交の一端を支える重要な実務担当官僚としての職掌に基づくものであつたと記して、この稿を終えたい。

なお、本稿では、飯尾貞連の唐船奉行としての活動を中心に論じたため、唐船奉行の初期の職掌のみに考察が限定されてしまった。ここでは考察できなかつたその後の唐船奉行の職掌の検討、東アジア諸国の外交担当官僚（礼曹）との比較については今後の課題としたい。

註

- (1) 佐藤進一「室町幕府論」（『日本中世史論集』岩波書店、一九九〇年）義満の王権纂奪計画は明皇帝から日本国王として冊封を授かることで完結したとされる。
- (2) 田中健夫『中世对外関係史』（東京大学出版会、一九七五年）七頁。
- (3) 「渡唐船」「遣明船」「唐船」という表現が史料上で見えるが、特に定まつた言い方はなかつた。「唐」を王朝名ではなく、広く「中国の呼称」とみるべきであろう。

(4) 唐船奉行の読みは「とうせんぶぎょう」と「からぶねぶぎょう」のどちらが妥当か、現段階では筆者は断定しがたいが、『鎌倉遺文』二九四三〇号 金澤貞顕書状に「とうせん」と仮名で記された文書があるので従い、本稿では前者を用いることとする。

(5) 『明月記』安貞元年五月十五日条には高麗国牒の正本が鎌倉へ、案文が朝廷に遣わされたとある。『太平記』巻三九「高麗人來朝事」、『後愚昧記』貞治七年六月廿六日条には、貞治七年に幕府が北朝の決定を翻して高麗へ返牒を行っている。

(6) 田中健夫「漢字文化圏のなかの武家政権」(『思想』七九六号、岩波書店、一九九〇年十月)。

(7) 田中健夫 前掲(6)論文に同じ。

(8) 西尾賢隆「京都五山の外交的機能—外交官としての禅僧」(『アジアのなかの日本史』第二巻 東京大学出版会、一九九二年)

(9) 田中健夫 前掲(6)論文に同じ。田中博美「武家外交の成立と五山禅僧の役割」(田中健夫編『日本前近代の国家と対外関係』吉川弘文館、一九八七年)。なお、田中博美論文では、室町幕府の外交における唐船奉行の存在が指適されている。

(10) 『明実錄』宣徳七年春正月丙戌条。

(11) 『看聞御記』永享四年八月十六日条頭書。

(12) 『満済准后日記』(以下『満済』と略す) 永享四年七月十一日条。

(13) 註(12)に同じ。

(14) 『満済』永享四年八月十九日条。

(15) 『明実錄』宣徳八年五月甲寅条。

(16) 『満済』永享六年五月八日条。

(17) 例えれば冊封使の宿泊所の検討は『満済』永享五年五月廿日条を初見とする。

(18) 今谷明「室町幕府奉行人奉書の基礎的考察」(『室町幕府解体過程の研究』岩波書店、一九八五年)。

(19) 笠松宏至「室町幕府訴訟制度『意見』の考察」(『日本中世法史論』東京大学出版会、一九七九年)。

(20) 別奉行に関しては、青山由樹「室町幕府『別奉行』についての基礎的考察」(『日本古文書学論集』第八巻、吉川弘文館、一九八七年)、今谷明 前掲(18)論文に各々考察がある。青山氏は別奉行を時間的に連続して寺社に設置された奉行人と

みなし。氏によれば、別奉行は訴訟相論に際しての窓口の役割を果たす一方で、当該寺社の訴訟案件の担当者になる。これは狭義の見解ではなかろうか。今谷氏は青山氏の見解に基づき別奉行をとらえているが、その範疇には、訴訟相論を必要としない唐船、貢馬や的方奉行まで入れていて、私自身は、別奉行には二種類あると考える。第一は、青山氏が説かれる「時間的に連続して」寺社に設置される奉行人である。もう一つは幕府の地方政治や財政に関する事業のために設置される別奉行である。唐船奉行は後者にあたる。後者の別奉行は父子相伝ではあるが、事業をおこす際に「臨時」に当該別奉行をつとめたと思われる。

〔21〕『改訂史籍集覽』第二七冊雜類、所収。

〔22〕桑山浩然校訂『室町幕府引付史料集成』近藤出版社、一九八〇年。

〔23〕『満済』永享六年正月十九日条。

〔24〕『武家名目抄』第一、職名部十六上（『故実叢書』明治書院、一九五三年）。

〔25〕『満済』永享六年正月廿五日条。

〔26〕註（25）に同じ。

〔27〕正藏主とは仲方中正を指す。当時彼は陰涼職に相当する職務に携わっていた。仲方中正は応永八年に入明しており、渡唐船經營のためのブレーンの一人といえる。

〔28〕『満済』永享六年正月三十日条。

〔29〕『陰涼軒日録』永享八年秋七月十日条。

〔30〕『吾妻鏡』文治四年三月十四日条。

〔31〕各奉行人の別奉行については、今谷明註（18）論文及び、設楽薰「永享元年『同事記録』逸文の紹介と研究－足利義教「御前沙汰」に関する未紹介史料」（『史学雑誌』一〇一編八号、一九九二）を参考した。また、在務期間は五味文彦「室町幕府奉行人一覧」（国史大辞典「奉行」の項）も参考にした。

〔32〕『室町幕府諸奉行次第』（東京大学史料編纂所書架蔵影写本）。

〔33〕桑山浩然「足利義教の登場と御前沙汰」（『中世の窓』同人編『論集』中世の窓）吉川弘文館、一九七七年、所収）。

〔34〕『満済』永享三年六月六日条を初見とし、数回にわたり関連記事が続く。

(35) 『世宗実録』卷一〇一、世宗二十五（一四四三）年十月甲午条。

(36) 『康富記』嘉吉三年五月六日条。

(37) 前掲（36）と同じ。

(38) 『康富記』嘉吉三年六月十九日条。

(39) 前掲（35）と同じ。

(40) 村井章介「中世日本の国際意識・序説」「中世人の朝鮮觀をめぐる論争」（『アジアのなかの中世日本』校倉書房、一九八八年、尚、前者は、歴史学研究別冊『民衆の生活・文化と変革主体』青木書店、一九八二年、に所収されていたものを再録）、高橋公明「室町幕府の外交姿勢」（『歴史学研究』五四六号、一九八八年）、閔徳基「朝鮮朝前期の「日本国王觀」——「敵礼」的觀点より」（『朝鮮学報』第一三三輯、一九八九年七月）などがある。村井氏は伝統的朝鮮觀の存在を指摘するが、高橋氏はそれを否定している。また、閔氏は、李朝の外交姿勢が「交隣の道は礼・信を重んじ尽くすこと」であるという視点から、李朝では、卞孝文が室町幕府から受けたこれら拒絶的態度を不問に付した経緯を論じている。

(41) 宋希環著、村井章介校注『老松堂日本行録』（岩波書店、一九八七年）によると、朝鮮使節である宋希環一行は、一四二〇（応永二七）年に日本国王使無涯亮倪と共に来日した。当時の将軍は足利義持であり、諸国との外交は一時中断していたが、入洛許可が出たので、「王の多く護送船を発して厚対入送せしむるのを聞く」と希環が喜ぶ場面がある。また、諸国の禅宗寺院に寄り交流を深めてもらっている。義持との会談もつづがなく行われ、倭寇への対応の約束を取り付けた。

(42) 『世祖実録』卷第十七 世祖五（一四五九年）八月壬申条。

(43) 大和守以外の書契の宛先を記す。日本国王、大内氏、畠山氏、斯波氏、佐々木氏、大友氏、宗氏、志佐氏、佐志氏。以上は、李朝では「国王」、「巨酋」、「諸酋」と称された者で、朝鮮への来航がしばしば『李朝実録』に認められる。

(44) 高橋公明「外交儀礼からみた室町時代の日朝関係」（『史学雑誌』第九一編八号、一九八二年）。